

アンシュルス運動におけるヨーロッパ的展望：関税同盟の議論を中心に

北村，厚
法政大学法学部：非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1440785>

出版情報：政治研究. 60, pp.159-187, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

アンシユルス運動におけるヨーロッパ的展望

—— 関税同盟の議論を中心に ——

北
村
厚

はじめに

一 アンシユルス組織の成立と活動

(1) アンシユルス運動と国際的禁止

(2) 独壊作業共同体の成立と理念

二 独壊通商条約から独壊関税同盟へ

(1) リードルの「最恵国待遇の例外」論

(2) 独壊通商条約交渉における「最恵国待遇の例外」

三 独壊関税同盟のヨーロッパ的展望

(1) 独壊作業共同体における独壊関税同盟構想

(2) ウィーン商業会議所におけるヨーロッパ経済連合構想

おわりに

はじめに

本稿の目的は、一九二〇年代後半から三〇年代初頭にかけてのアンシュルス（独逸合併）運動における関税同盟の議論が、いかなるヨーロッパ的展望を持つていたのかを明らかにすることである。

アンシュルス論の歴史的起点は、三月革命期の「大ドイツ主義」であり、プロイセンの小ドイツ主義的ドイツ帝国の成立によって一旦は挫折した。しかし、第一次世界大戦の結果ドイツ系国家として再出発することとなったオーストリア共和国において、再度アンシュルス運動は盛り上がり、ヴェルサイユ条約や国際的圧力によって抑えられつつも、戦間期を通じてドイツ・オーストリア民族運動の底流にありつづけ、一九三八年三月のナチス・ドイツによるアンシュルス実現へと結びつくこととなった。

このアンシュルス運動がヴァイマル期において外交政策として登場したのが、一九三一年三月に発表された独逸関税同盟計画である。この関税同盟計画に対してフランスは、アンシュルスを経済的に準備し、さらには「中欧（Mitteleuropa）」のドイツ覇権につながるものとして猛反発し、金融恐慌が独逸両国で激化する中で同年九月に挫折することとなった。確かに、独逸関税同盟計画が政治的にアンシュルスを準備する性格を持っていたことは明らかである。しかし一方で関税同盟の条文に、「この条約は、地域的協定の方法によるヨーロッパ経済関係の新秩序の端緒を開くことに資するものである」と謳われているように、その経済的射程は「ヨーロッパ」に及んでいた¹⁾。

しかし先行研究は、概して独逸関税同盟計画におけるヨーロッパ的展望について否定的である。というのも、独逸関税同盟計画はアンシュルスや東部国境修正などのナショナルな外交目標と一体不可分であり、かつドイツ中心的な「中欧」への射程を含むがゆえに、第一次世界大戦の戦争目標としての「中欧」からヒトラーの領土拡大政策と戦争に至る、ドイツの帝国主義的目標の系譜に位置づけられるからである。こうしてシュテークマンやモルトといった研究者は、シュトレーゼマン時代から続くアンシュルスや「中欧」といった帝国主義的目標の存在を実証し、ナチズム外交への連続性を示す重要な事件として独逸関税同盟計画を位置づけた²⁾。これに対してクリューガーは、シュトレーゼマン外交とそれ

以降を切り離し、独逸関税同盟計画を平和的協調外交から強権的外交への転換点と見なした。⁽³⁾ また栗原優氏は、この転換の背景には、ドイツの外交戦略においてパン・ヨーロッパ的・親仏的・国際協動的な輸出産業界から「中欧」目標的・フランス対抗的・強権的な重工業界への影響力のシフトがあったと述べている。⁽⁴⁾ 連続性をめぐる立場の違いはあれど、いずれの議論も、独逸関税同盟計画におけるヨーロッパ的展望、すなわち「ヨーロッパ」地域経済統合の可能性を否定する点では共通している。

そこで本稿では、独逸関税同盟をめぐるヨーロッパ的展望についてさらに立ち入った分析をするために、一九二〇年代からのアンシュルス運動における関税同盟論に着目する。この時期、アンシュルスを推進しようとする勢力は、独逸関税同盟の実現可能性について議論しており、その中でヨーロッパ関税同盟への発展についても言及しているためである。その際、分析の対象となるアンシュルス組織として、まず独逸作業共同体 (Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft) が挙げられる。同組織の関税同盟論についてはモルトが研究しているが、彼はナチズムへの連続性の立場から、彼らのヨーロッパ的展望は独逸関税同盟を実現させるためのカモフラージュにすぎないとみなし、当然独逸関税同盟計画にもヨーロッパ的展望を認めていない。しかし本稿では、独逸作業共同体だけでなく、その関税同盟論に大きな影響を与えたオーストリアの経済専門家リードル (Richard Riedl) の理論を詳細に検討し、さらに彼が所属したウィーン商業会議所の地域経済統合論についても分析を加えることで、アンシュルス運動におけるヨーロッパ的展望を明らかにするべく多面的なアプローチを試みたい。

本稿の構成としては、まず第一節で、一九二〇年代におけるアンシュルス運動の組織と活動、目的を分析することで、関税同盟論に至る出発点を確認する。第二節では彼らの関税同盟論に影響を与えたリードルの「最恵国待遇の例外」論を取り上げ、独逸関税同盟からヨーロッパ関税同盟に至る理論的展望を明らかにする。そして第三節では世界恐慌後の独逸作業共同体とウィーン商業会議所の地域経済統合構想を検討し、独逸関税同盟計画に影響を与えた諸組織の構想から、彼らのヨーロッパ的展望の真意に迫る。

一 アンシュルス組織の成立と活動

(1) アンシュルス運動と国際的禁止

戦間期におけるアンシュルス運動は、ドイツよりもむしろオーストリアで活発であった。第一次世界大戦末期、オーストリアハングリー二重帝国は諸民族の独立運動によって崩壊し、オーストリアはドイツ人国家として再出発することになった。これを受けて帝国崩壊後のオーストリアでは、民族自決権に基づくドイツへの合邦、すなわちアンシュルスを求める動きが活発化した。オーストリア社会民主党は、一九一八年十一月の党大会で、帝国崩壊の結果外国の経済的支配に甘んずるのであれば、「オーストリア共和国は一つの独立の連邦として、ドイツ国に加入しなければならぬ」と決議した。⁽⁵⁾大戦後にはアンシュルス実現を中心的課題とする大ドイツ民族党が結成された。このように、ドイツ系オーストリアでは、ドイツ民族の国家的帰属先として、小国オーストリアよりも大国ドイツを求める傾向が強かったのである。⁽⁶⁾

しかし、ドイツの強大化を危険視するフランスをはじめとする連合国は、まずドイツに対しては、ヴェルサイユ条約の第八〇条で「ドイツはオーストリアの独立を承認し、本条約によって定められた国境を変更不可能なものとして遵守する。それは国際連盟理事会の承認を根拠とする」としてアンシュルスを禁止した。同様にオーストリアに対しては、「サン＝ジェルマン条約第八八条において「オーストリアの独立は、国際連盟理事会の承認なしに譲渡できない」と定めた。⁽⁷⁾

また、一九二〇年一〇月の選挙において勝利したキリスト教社会党のザイペル (Ignaz Seipel) 政府は、破綻状態にあった国家財政を立て直すために、フランスを中心として国際連盟で計画されたオーストリア再建のための金融再生計画に着手した。そして一九二二年一〇月、オーストリア政府は経済再建のための大規模借款と引き換えにジュネーヴ第一議定書を締結し、フランス、イギリス、イタリア、チェコスロヴァキアに対して再びアンシュルスの禁止を確認した。この議定書によれば、「オーストリア連邦共和国政府は、〔…〕サン＝ジェルマン条約第八八条の文言に従って、その独立

を放棄しないことが義務付けられる。同政府はこの独立を直接ないし間接的に危険にすると考えられるいかなる交渉も、いかなる経済的ないし金融的義務も持つてはならない」とされた。⁽⁸⁾ すなわち、政治的アンシュルスだけでなく、それを準備する性格を持つ経済統合をも禁止したのである。オーストリアはジュネーヴ第一議定書を受諾することで一時的に財政危機をまぬかれたが、同時にフランス資本に依存する財政構造が作られた。もはやオーストリアにはフランスと敵対するアンシュルス行動をとることは不可能となった。

(2) 独墺作業共同体の成立と理念

こうして政府が公式にアンシュルスを主張することは憚られることになり、代わってアンシュルス運動の民間における組織化が進んだ。こうしたアンシュルス組織の中心にあったのが、独墺民族同盟 (Deutsch-Österreichischer Volksbund) と独墺作業共同体である。一九二一年にベルリンで成立した独墺民族同盟は、ドイツ国会議長レーベ (Paul Löbe 社会民主党) の指導の下で、「オーストリアのドイツへの国家統合を宣伝と大衆運動によって準備的に支援すること」を目標に、政治家から一般市民に至るまでの幅広い層を糾合した大衆組織であった。⁽⁹⁾ 同組織のオーストリア版が、一九二五年に設立されたウィーンの墺独民族同盟 (Österreichisch-Deutscher Volksbund) で、大ドイツ民族党のノイバッハ (Hermann Neubach) が会長を務め、一九三〇年には一五〇万人の会員数を誇る大組織となった。⁽¹⁰⁾

一方の独墺作業共同体は、まさしくアンシュルス運動の中核を担うエリート組織である。独墺作業共同体は、アンシュルスを準備するための様々な政策を立案する半民・半官組織である。⁽¹¹⁾ 規約の第七条によれば、その目的は「ドイツ・ラヒヒとオーストリア間で文化的・経済的・政治的分野における同一化 (Angleichung) 及びアウスグライヒ (Ausgleich) を作り出すこと」である。すなわち、ジュネーヴ第一議定書をはじめとする国際的なアンシュルス禁止に対抗すべく、当時主に法律と交通の分野で進められていた独墺の「同一化」政策を支援し、そして最終的には政治的な統合を目指すシンクタンクないし作業グループであった。

独墺作業共同体は、オーストリアにおける墺独作業共同体をモデルとしたミュンヘンの地方組織として、一九二五年

一〇月三〇日に発足した。会長はドイツ国家国民党バイエルン地方委員会理事のフォン・ブランカ (Gerhard Freiherr von Branca) で、以後全国へと拡大し、ベルリン、ケルン、シュトゥットガルト、フランクフルト・アム・マイン、ハノーファー、ドレスデンにもそれぞれ独自に作業共同体が作られた。⁽¹³⁾ 一九二七年にこれらの組織が統合され、元法相でバイエルン人民党のエミンガー (Erich Emmingen) が全国組織の会長に選ばれた。この年、活動の全国的拡大に伴って、会員数は一四〇〇人に達した。

独逸作業共同体の主要メンバーは、民族同盟よりもさらに政治的な影響力を持っていた。中央党のフェーレンバッハ (Konstantin Fehrenbach) や民衆党のハム (Eduard Hamm) など大臣経験のある各党の主要な政治家が所属し、経済界からはドイツ工業全国連盟の会長デュースベルク (Carl Duisberg、IGファルベン)、テュッセン (Fritz Thyssen 合同製鋼)、ドイツ農村同盟会長ヘップ (Karl Hepp) などが名を連ねた。⁽¹⁵⁾ このように独逸作業共同体には、アンシユルスを支持するドイツの有力な政治家、官僚、企業家が党派を超えて多数参加しており、強力な人的ネットワークによって当局に影響力を確保した組織であった。また、先に設立されていたウィーンの獨逸作業共同体とは密接な連携を保ち、共同の委員会や共同大会を開いていた。

ここまで広範な政治党派を結集しえたアンシユルス運動とは、いかなる思想によって特徴づけられるのであろうか。獨逸作業共同体の中心メンバーの一人、バイエルン人民党のレルヘンフェルト (Hugo Graf von Lerchenfeld) の見解を見てみよう。レルヘンフェルトは一九二六年七月に在オーストリア公使に就任しており、アンシユルス運動と外務省をつなぐ人物であった。

レルヘンフェルトは「自然」と「歴史」を根拠にアンシユルスの必然性を説く。「自然」に関しては、地理的な関係や民族系統上の土地がドイツに属するという論理を持ち出し、「オーストリアのライヒへの帰属を証明している」という。そして「歴史」に関しては、オーストリアが抱き続ける一九世紀以来の「大ドイツ主義」への願望を述べた。⁽¹⁶⁾ その上で彼は次のように論じた。

「自然と歴史に立脚する国家統合の主目標は確固として存在したままである。オーストリアの生存能力が重要な

ではなく、全体としてのドイツ民族の民族的意志 (der nationale Wille) と「[...] 存在的宿命 (Daseinsbestimmung) に決定付けられた自然に基づく権利が重要なのである」⁽¹⁷⁾

レルヘンフェルトのアンシュルス思想は、このように経済的要請から離れたロマン主義的要求にそもそも端を発している。「自然」と「歴史」によつて宿命論的に定められた「民族の土地」という、ドイツ・ナショナリストのロマン主義的要求を、フランスをはじめとする諸外国がそのまま受け入れることは考えられない。それでは国際的にアンシュルス禁止が定められている中で、ドイツ民族の目標としてのアンシュルスはどのようにして実現されるべきか。レルヘンフェルトは、両政府は活発な行動ができないが、独墺作業共同体のような半官半民組織がアンシュルスの準備を担うべきであり、作業共同体は「法的同一化を支援する」ことに適していると述べている。そして現時点での大きな目標は「独墺関税同盟」だとされたのである。⁽¹⁸⁾

それではドイツ人にとつてアンシュルスは、大ドイツ主義以来の民族的悲願というロマン主義的夢想にとどまるものだったのであろうか。もちろん彼らは、アンシュルスにはつきりとした実際の利益を見出してはいた。すなわち、アンシュルスから「中欧」のドイツ覇権である。以下、この点について、アンシュルス運動の代表的人物の一人であるシュトルパー (Gustav Stolper) の見解を見てみよう。

シュトルパーはオーストリアの経済紙『デア・エスターライヒツシェ・フォルクスヴェイルト (Der österreichische Volkswirt)』の編集長として、戦前からジャーナリズムにおける影響力のある経済専門家として知られていた⁽¹⁹⁾。一九一八年末のオーストリアには多数のアンシュルス組織が存在していたが、当時のシュトルパーはその中でも、「中欧」論の著者として有名なナウマン (Friedrich Naumann) との結びつきの強いグループに所属していた。⁽²⁰⁾ 後に彼は、ウィーンの獨逸民族同盟の理事になる一方、ベルリンに移住し、独墺作業共同体の会員にもなった。ベルリンにおいては一九二六年以降、経済紙『デア・ドイツェ・フォルクスヴェイルト』の編集長として経済界に大きな影響力を持ち、政治的にもドイツ民主黨員として活躍することになった。このように、シュトルパーは独墺両国をつなぐ影響力のあるジャーナリストとして、独墺作業共同体と民族同盟を代表していた。

シュトルパーは、一九一九年二月に発表した小冊子『ドナウ連邦か大ドイツか?』の中で、フランスによって支援されたドイツを除く中欧経済圏構想である「ドナウ連邦」構想を否定し、ドイツとのアンシュルスのほうがオーストリアおよび中欧全体にとって利益が大きいと主張した。彼はウィーンが経済的に再生するためには、ウィーンが中欧における「巨大な金融センター」となり、国際金融における枢要な地位を占めるといふ道が最も適切であると述べた。⁽²¹⁾

「我々が一旦ドイツ経済圏の一部になれば、ウィーンはハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、その他のバルカン諸国に対するドイツ工業全体の代理を委ねられる。ベオグラードやソフィアからドイツへ向かう商人がウィーンでまずドイツの土地に入り、そこで彼は、その商品に関心をもち訪問しようと考えている会社や商品集積所を見出すであろう。オーストリアハンガリー国内貿易の中心として存在していたウィーンは〔…〕南東欧向けの全てのドイツ貿易の代理人となるであろう」⁽²²⁾

このように、ハプスブルク帝国が持っていたスラヴ諸民族との経済的連関を活かした、中欧金融センターとしてのウィーンの可能性を開くための前提条件こそがアンシュルスであった。また彼は、一九二八年九月の『デア・ドイッチェ・フォルクスヴィルト』紙上においても、「オーストリアはとりわけ、その歴史を考慮すれば、旧帝国の領域および、それを超えて東・南東欧の新国民国家の中心地となりうる、貿易・銀行組織の機構を備えている」と述べて、ドイツ移住後にもオーストリアがドイツにとっての「中欧」進出の足掛かりになるべきことを論じている。⁽²³⁾ その出発点はもちろん独逸関税同盟であった。

このように、アンシュルス運動の中心的組織であった独逸作業共同体においては、ドイツの民族的ナシヨナリズムのロマン主義的目標であるところの大ドイツの実現が目指されていたが、その先にはドイツを中心とする「中欧」経済圏という帝国主義的野心が存在していた。しかし当然ながらこうしたドイツの伝統的野心はフランスの認めるところではなく、実現困難であることは彼らも承知していた。そんな中で独逸作業共同体が自らの責務としていたのが、独逸の「同化」政策であった。

フランスとの協調を基礎とする国際協調と経済成長によってドイツの再建を図ろうとする外相シュトレーゼマン

(Gustav Stresemann) にとつて、アンシュルスは将来的に追究すべき目標ではあるものの、ロカルノ会議を前にしてドイツからのアンシュルス表明は差し控えなければならなかった。⁽²⁴⁾ こうした状況において、国際条約のアンシュルス禁止条項にさしあたり抵触せず、フランスやチェコスロヴァキアの批判もかわすことのできる独墺一体化の試み、それが「同一化」政策であった。「同一化」とは独墺の「文化的・法的・経済的・交通技術的な関係」をできる限り一致させていくことであり、これは外務省でも「条約違反に当たらない」とみなされた。⁽²⁵⁾

こうして税制、法律、鉄道交通といった非常に多岐にわたる分野において独墺の「同一化」が推進された。⁽²⁶⁾ これらは確かにジュネーヴ第一議定書に違反しないが、地味ながらも着実にアンシュルスへの制度的準備を進めていくものであった。これらの「同一化」政策を立案していったのが独墺作業共同体の各種専門委員会である。独墺両国の政府とアンシュルス組織は、互いに連携して大ドイツの目標を達成しようとしていたのである。

二 独墺通商条約から独墺関税同盟へ

(1) リードルの「最恵国待遇の例外」論

これまで見てきたように、一九二〇年代のアンシュルス運動は、独墺作業共同体による「同一化」政策を中心に密かに推進されてきたが、彼らの経済政策面での目標は独墺関税同盟の建設であった。しかし独墺関税同盟に対しては一九二二年のジュネーヴ第一議定書における「独立を危険にする経済的義務」に抵触する恐れがあった。それにもかかわらず一九三〇年代になると独墺作業共同体は盛んに関税同盟について議論するようになる。不可能とされた政策がなぜ可能であるように考えられたのか。まず、一九二〇年代後半の関税同盟思想の理論的展開について考察する。

一九二五年の通貨安定とロカルノ条約締結以降、ドイツとヨーロッパは「相対的安定」の時代を迎えていたが、ヨーロッパ経済秩序の安定に関しては、一九二七年のジュネーヴ世界経済会議によって自由貿易路線が基軸となった。⁽²⁷⁾ そこでは関税引き下げの一つの手段としてヨーロッパ関税同盟も議論の対象となった。こうした傾向については、クレーデン

ホーフリーカレルギ (Richard N. Graf von Coudenhove-Kalergi) の「パン・ヨーロッパ」論の登場により、ヨーロッパ統合の持つ倫理的な正統性と経済的利益が各国の政治家・著名人の間に受容されたことが大きかった。こうした関税同盟論の隆盛に連動する形で、独逸関税同盟もまた議論されたのである。

しかし関税同盟を実際に成立させるためには、自由貿易論を支える重要な原則である「一般的最恵国待遇」が障害となると考えられた。関税同盟などの地域経済統合における優遇措置は、当然ながらこの一般的最恵国待遇に反する規定となる。この問題を解決できると考えられた理論が、リヒャルト・リードルの「最恵国待遇の例外 (Ausnahmen von der Meistbegünstigung)」論である。

リードルは帝政期オーストリアから通商政策や経済政策の専門家として活躍していたが、第一次世界大戦末期に帝国が崩壊すると、シュトルパーとともに「市民民主党」を結成し、アンシュルスを政治目標として掲げて活動していた。つまり、彼は経済専門家であると同時に熱烈なアンシュルス運動家でもあった。彼はウィーンの獨逸作業共同体のメンバーであったが、一九二二年から二五年までベルリン駐在のオーストリア公使を務め、獨逸作業共同体の経済委員会における有力なアドバイザーとなった。一方で彼はウィーン商業会議所の幹部でもあり、国際連盟の下部組織である国際商業会議所オーストリア・グループのメンバーでもあった。このようにリードルは様々な顔を持っていたが、アンシュルスという目標については一貫していた。

以下では、リードルの著作から彼の理論を整理する。まず、国際商業会議所オーストリア・グループを代表して、一九二六年にリードルが作成した覚書である、「ヨーロッパの通商条約における最恵国待遇」を見てみよう。この覚書はジュネーブ世界経済会議に提出する最恵国待遇の現状に関する資料として作成された。

この覚書の第三部においてリードルは、すでに成立している多くの通商条約の中で、条約締結国との優遇を定める条項が存在し、そうした現状を追認するために、「最恵国待遇の例外」を規定する必要があると述べた。「最恵国待遇の例外」には三種類あり、第一は「関税同盟条項 (Zollunionsklausel)」である。これは、「条約締結国が、締結予定のものを含む関税同盟に基づいて、第三国に与える特権・優遇・讓歩」の規定である。リードルによれば、すでにこの時点で

九二に上るヨーロッパの諸条約に採用されているという。その上で彼は、この条項は個別条約の特殊な内容というわけではなく、「関税同盟条約の内容が最恵国待遇の下位に置かれまいという、国際法の原則が承認されているということ」(傍点は原文強調)、これが重要であった²⁸⁾。

第二は「国境優遇条項 (Grenzbegünstigungsklausel)」である。これは「国境を越える相互流通」のために、条約を締結した国家間の一部の国境地帯か、あるいは接する全ての国境地帯での住民同士の移動を緩和するという優遇規定である²⁹⁾。

そして第三の例外条項が「隣国権条項 (Nachbarrechtsklausel)」である。これは二カ国以上の条約締結国が「国境を接するか、歴史的に、住民のナショナルな親近性によって、あるいは経済的関連から一つのグループに結びついていると感じられるという事実」によって国境交通の緩和や関税優遇などを承認する規定である。リードルによれば、隣国権条項には「全ての直接隣接する諸国に有利な最恵国待遇の例外(二、般的隣国権条項)、個別の隣接する諸国ないし国家地帯に有利な例外(限定された隣国権条項)、あるいは最終的には諸国グループ全体に有利な例外(諸国グループの隣国権条項)」(傍点は原文強調)という三つの志向性があるという。「隣国権」という概念によってリードルが想定しているのは、ドイツが隣国すなわちオーストリアと歴史的な結びつきがあるという「限定された隣国権条項」により独逸関税同盟を正当化し、さらに独逸と歴史的・経済的なつながりが深い東欧・南東欧諸国との「諸国グループの隣国権条項」により、「中欧」へと結びつけることであつたといえる。

しかしもちろん、ドイツを強国化するための経済圏の獲得のために「最恵国待遇の例外」を主張しても、国際社会において誰も聞く耳を持たなかつたであろう。リードルの理論において重要なのは、この「例外」がすでにヨーロッパの各地域で適用されているという指摘である。ここから、「最恵国待遇の例外」が国際法上で一般化されれば、ドイツもオーストリアや中欧諸国との地域経済統合を推進することが可能となる、という発想へと結びつくのである。

一方で、リードルの「最恵国待遇の例外」論は、ただ独逸関税同盟および「中欧」の正当化だけを指したものではなく、さらに先にある展望として、ヨーロッパ関税同盟への道も想定していた。リードルは、一九二六年にドイツで出

版された論文集『ヨーロッパ関税同盟』に、「ヨーロッパ経済共同体への可能な道」というタイトルで執筆している。彼は、「ドイツ関税同盟の成立に、ドイツ諸邦の一部だけをまとめたいくつかの関税連合(Zollverbände)が先行していたように」、ヨーロッパ関税同盟を実現するためには、最恵国待遇を基礎とした集団的条約の「締結国内部で直接隣接しその経済の発展によつて高度に相互依存にある、統一の関税地域へと結合する狭い範囲の諸国の連合」が作られるべきであると主張する。さらに、「最恵国待遇は〔…〕狭い範囲の関税連合に属する諸国が〔…〕相互に承認する優遇措置に及ぼされるべきではない」と述べ、地域的関税連合は「最恵国待遇の例外」に当たることを確認している⁽¹⁾。

そしてリードルは、こうした複数の地域的関税連合が、ヨーロッパの集団的条約の枠内でヨーロッパ関税同盟に向けた交渉を行うことができると述べた。「条約締結国の内部で関税同盟ないし関税連合を設立することは、ヨーロッパ関税同盟の領域的準備であり、発展をさらに進めるのであれば、ヨーロッパ関税同盟の締結に関する交渉が、もはや多数の諸国や異なった大きさの関税地域間ではなく、いまや少数の広域関税地域間で進められるべきことは、当然の帰結であろう」⁽²⁾。

リードルによれば、すでに「隣国権条項」として、スカンディナヴィア諸国の「北方条項」、スペインとポルトガルの「イベリア条項」、バルト三国の「バルト条項」が成立しており、狭い範囲の経済統合は進行中であつた⁽³⁾。これらの諸グループが、集団的条約の枠組みによつて結びつき、ヨーロッパ関税同盟に至るといふのが、リードルの展望であつた。かくしてリードルの理論に従えば、こうした諸グループの一つとして「ドイツ条項」、すなわちドイツとオーストリアとの関税同盟が成立することも、「最恵国待遇の例外」が承認されるのであれば、国際的に可能であるということになる。そのシナリオは、独逸通商条約を締結する際に、「関税同盟条項」ないし「隣国権条項」を盛り込むことによつて、独逸関税同盟への道筋をつけるというものである。これによつて、アンシユルス禁止条項にもかかわらず独逸関税同盟を正当化することできると考えられたのである。

こうしたリードルの「最恵国待遇の例外」は、国際連盟において承認されていった。まず一九二七年のジュネーヴ世界経済会議では、最恵国待遇に基づく自由貿易体制の方針が決議されたが、一方でその文言には以下のような文言が挿

入されていた。

「この目的のためには、最恵国待遇条項が最大限かつ無制限に組み込まれることが、非常に望ましい。そのことは、個別の条約において地域的な要請に配慮した特別な規定が採用されることにも、全く合致しうる。こうした規定ははつきりと明記され、他国の利益を損なわない場合にのみ容認される」⁽³⁴⁾

この「地域的な要請に配慮した特別な規定」が、「最恵国待遇の例外」である。リードルの主張は世界経済会議の決議に盛り込まれた。その後も国際連盟では、「最恵国待遇についての議論を深める中で、国際商業会議所の提案に基づいて、「最恵国待遇の例外」を定式化していくことになる。一九二九年一月の国際連盟経済委員会は、「無制限で無条件の最恵国待遇の原則」を定めながらも、「一定の特殊な場合では適用されえない」として「例外」の必要性を認め、「国境流通」と「関税同盟」を「一般的例外」として定式化することを勧告した。まさにリードルの思惑通り、「最恵国待遇の例外」の国際法における一般的原則としての承認が進行していたのである。

このように国際的な承認の傾向があつたために、ドイツ外務省もまたリードルの理論を採用してゆくことになる。ここではとりわけオーストリアとの通商条約交渉が重要となる。リードル理論をもとに独唄通商条約に「ドイツ条項」に該当するものを盛り込めば、これは独唄関税同盟への布石となるからである。以下では独唄通商条約交渉に「最恵国待遇の例外」条項が採用されていく過程を見ていく。

(2) 独唄通商条約交渉における「最恵国待遇の例外」

ヴァイマル共和国が発足して間もない一九二〇年九月一日、独唄経済協定が締結された。この経済協定は帝政時代の独唄通商条約を基礎として締結されたもので、交通関税、商品流通、両国での経済活動、財産関係、租税に関する規定を定めたものにならず、ヴェルサイユ条約の規定上、いまだ自律的な関税表を持たなかつたドイツ政府としては、関税緩和や最恵国待遇など通商関係の措置について先送りせざるをえなかつた。この独唄経済協定は、同年六月一日に締結されたドイツ・ハンガリー暫定経済協定と、六月二九日に締結されたドイツ・チェコスロヴァキア経済協定とともに、

一〇月に国会で批准された。⁽³⁶⁾しかし一九二〇年という早い段階で、ドイツ政府が他国に先駆けてオーストリアをはじめとする東欧諸国との経済関係の緊密化を優先しようとしたことは、この地域に対する進出へのドイツ政府の意欲を窺わせるものである。

東欧諸国へのドイツの経済的進出は、フランスが後押しする「ドナウ連邦」構想への対抗を意識してのものだった。第一次世界大戦の結果としてそれぞれの国民国家に分裂したとはいえ、東欧新興諸国の経済関係は、なお歴史的に培われてきた従来の旧ハプスブルク領内における経済的連関に依存していた。しかし各国における保護主義の台頭によって徐々にその依存関係は失われていった。こうした状況において、旧ハプスブルク諸国における経済的連関を維持・再建しようとする一連の経済圏構想を「ドナウ連邦」構想といい、主にチェコスロヴァキアによって提唱され、フランスによって支援された。⁽³⁷⁾

この「ドナウ連邦」構想は、ドイツを除外した「中欧」の経済的再編であり、ドイツ政府はそれへの対抗として独逸通商条約をさらに前進させる必要があった。一九二四年二月、このとき在ベルリン公使であったリードルは、チェコスロヴァキアがオーストリアとの通商条約に関する交渉をウィーンで進めているという情報を、ドイツ外務省に伝え、これに対抗する独逸通商条約交渉の再開を打診した。⁽³⁸⁾かくして一九二四年七月一二日、独逸経済協定の追加協定が締結された。⁽³⁹⁾

そしてドイツの関税自主権が回復した一九二五年以降、さらに包括的な独逸通商条約について両国の交渉が再開されることになる。同年三月、リードルはこの機会を逃さず、ドイツ外務省に対して、「この新たな交渉の機会は、独逸の経済的接近を大きく前進させるために、利用されなければならない」と主張した。その際リードルは、独逸通商条約には「オーストリアだけに認められる関税優遇」が盛り込まれるべきであり、それは第三国が最恵国待遇を根拠に同様の権利を求めることがないようにするための規定であると説明した。⁽⁴⁰⁾この規定が「最恵国待遇の例外」条項を意味することは明らかである。

リードルの「最恵国待遇の例外」という考え方は、すでにオーストリア側の外交方針として採用されていたようであ

る。一九二五年二月、ドイツ国会の外交委員会において、国家国民党議員のヘツチュ (Otto Hoersch) らが、政府が推進する自由貿易路線では、一般的最恵国待遇の原則によって「オーストリアとの関税同盟の締結が実際的に不可能になる」のではないかという危惧を表明した。これに対して、オーストリア公使のプファイファー (Maximilian Pfeiffer) は、「オーストリアとドイツの関税同盟締結に懸念されている困難はない。なぜなら、一般的にこうした条約において、最恵国待遇は関税同盟構成国への優遇に適用されないと見なされているからである」と答えた。⁽⁴¹⁾ リードルの「最恵国待遇の例外」論が、ドイツへの説明材料として活用されていたことが分かる。

一九二七年五月のジュネーブ世界経済会議の決議にリードルの意見が採用されたことにより、ドイツ政府は各国との通商条約交渉に「最恵国待遇の例外」条項を盛り込むことを公式の方針とすることになった。外務省参事官リンドナーは、一九二七年八月の覚書において、「通商政策としては、ドイツとオーストリアとの関税同盟の締結は、最恵国待遇が現在ないし将来の関税同盟から生じる特別措置には適用されないという、通商条約の普通の一般的な条項によってカバーされるだろう」と述べた。⁽⁴²⁾ その際、ドイツがこれまでに締結したいくつかの通商条約に、すでにオーストリアとの隣国権に関わる文言が入っていることを確認している。⁽⁴³⁾

シュトレイゼマン外相もまた、リードルやオーストリア通の外務省官僚の主張を取り入れて、通商条約政策の延長線上に関税同盟計画を構想することになった。シュトレイゼマンは、一九二七年一月のオーストリア首相ザイベルとの会談において、チェコスロヴァキアが積極的に表明するドイツを除いた「ドナウ連邦」構想に対抗するために、リードルの意見を容れて、「経済分野におけるドイツとオーストリアの出来るだけ早い接近の必要性」を述べた。彼は、「経済的結合はアンシュルスに先行する」という考えを示し、オーストリアが「ドナウ連邦」の道に向かわないように「ドイツとの関税同盟を進める必要がある」と発言した。⁽⁴⁴⁾ ただし、シューベルト外務次官が「独塊関税同盟もいつかは達成されなければならない理想の状態」であるが、今はそのときではなく、「適切な通商条約交渉によってその状態を出来る限り準備することだけが重要である」と述べたように、⁽⁴⁵⁾ 通商条約における準備段階であることが強調されていた。

他方で、リードルは外務省だけでなく、アンシュルス運動に対しても「最恵国待遇の例外」の通商条約交渉における

価値を宣伝していた。彼は独逸作業共同体の会員であったが、ベルリンの外務省ともコネクションを持つ通商政策の専門家として、独逸作業共同体の活動にも関与していた。一九二八年三月、独逸通商条約交渉が推進される中、独逸作業共同体ライントロップヴェストファーレン支部は、「独逸経済接近の促進にふさわしい措置」について提案を行った。その内容は（a）独逸の関税表の統一、（b）両国の通商条約の有効期間の調整、（c）両国の通商条約の文面の一律化、（d）両国通商条約の戦略的共同行動に向けた合意、の四点であった。⁽⁴⁶⁾ リードルはウィーン商業会議所会長のティルクナー（Friedrich Tigner）と共同で、第五点目として「（e）ドイツとオーストリアによって他の諸国と締結した全ての条約に、隣国権条項とさらに関税同盟条項を採用すること」を付け加えるよう求めた。

独逸作業共同体理事のエミンガーは、リードルらのこの提案に全面的に同意し、作業共同体各支部に通知するとともに、外務省局長リッターをはじめ、政府の通商条約担当者への働きかけを行った。エミンガーによれば、ドイツ外務省、財務省、経済省の各担当者は独逸通商条約にこの第五点目を盛り込むことに賛成したという。⁽⁴⁷⁾

かくして最終的に一九三〇年四月一二日に締結された独逸通商条約の第二九条には、以下の文言があった。

「この条約の諸決定が最恵国待遇の相互の保障に關連する範圍において、次の場合最恵国待遇は適用されない。

（a）締結国と国境を接する諸国による現在あるいは将来的に繼續する「…」⁽⁴⁸⁾ 国境交通の緩和に關する特別な優遇
（b）締結国によつて現在ないし将来、関税統一に基づいて定められる義務「…」⁽⁴⁸⁾」

これはリードルが定式化し、彼の宣伝を通じて盛り込まれた「最恵国待遇の例外」条項であり、（a）は「国境優遇条項」、（b）は「関税同盟条項」に当たる。これらの条項によつて、独逸関税同盟への布石が打たれていることが分かる。このようにリードルの盛んな宣伝によつて、独逸通商条約は、「最恵国待遇の例外」条項を盛り込むことによつて、将来的な独逸関税同盟への道筋をつけるための布石として戦略的に位置付けられることとなったのである。

三 独塊関税同盟のヨーロッパ的展望

(1) 独塊作業共同体における独塊関税同盟構想

しかしながら、「最惠国待遇の例外」条項を備えた独塊通商条約が成立したことは、あくまで将来ありうる関税同盟の準備であつて、そのまま関税同盟の成立を保証するものではない。そこにはジュネーブ第一議定書の禁止事項があるし、フランスの頑強な反対が依然として立ちふさがっている。しかし独塊作業共同体は一九二九年以降、関税同盟の議論を活発化させていく。その背景にはこの時期のヨーロッパ関税同盟論の活性化があつた。一九二九年九月五日、フランス外相ブリアン (Aristide Briand) は国際連盟総会で「ヨーロッパ連邦」の設立を目指す旨の演説を行った。その中で彼は、将来の政治統合の可能性を強調しつつも、「緊急の問題」として「統合がとりわけ経済的分野において実行される」ことを明言した。⁴⁹⁾ブリアンが「パン・ヨーロッパ」運動の熱心な推進者であることから、これは「ヨーロッパ関税同盟」の計画であると一般に受け取られた。⁵⁰⁾

ブリアンの「ヨーロッパ連邦」計画を受けて、独塊作業共同体の内部でもヨーロッパ統合に関する議論が活発化していった。一九二九年一〇月にデュッセルドルフで開催された独塊作業共同体の経済委員会大会では、オーストリア側の代表ドレクセル枢密顧問官が、「ヨーロッパ諸国民を相互接近させ、経済面では関税を〔…〕解体する」ブリアンの計画を「偉大な計画である！」と讃え、「我々ができる限りブリアンの望みを支持する」と述べた。⁵¹⁾この大会で焦点となつた独塊作業共同体の目標は、独塊関税同盟であつた。ドレクセルによれば、「直接的に関税同盟を目指すか、あるいはまず優遇関税を目指す」ことになるかは未定だが、「我々が全ての通商条約において〔…〕いわゆる隣国権条項を定める」ことによつてそれを世界に明言すれば、「ブリアンの意図に適う、ヨーロッパにおける他の隣国との同種の行動」への第一歩が示されるという。⁵²⁾

ここで述べられているのは、「最惠国待遇の例外」を基礎とした複数の地域的関税連合から、それらが結びつくことによつてヨーロッパ経済統合に至るといふリードルの構想であり、それが「ブリアンの意図に適う」とされたのであつた。

「ヨーロッパ連邦」計画の登場により地域統合が国際的な脚光を浴びる状況において、アンシユルス組織もまた独塊関税同盟という地域経済統合を実現するためにヨーロッパ統合論の枠組みを利用しようとしていたといえる。

この独塊作業共同体のデュッセルドルフ大会での議論を受けて、ドイツ政府内では独塊関税同盟計画の立案が進められていくこととなるのだが、それと同時に、独塊作業共同体内部でも関税同盟の議論は盛り上がり、二二番目の専門家委員会として「関税同盟委員会」が設置されることとなった。

関税同盟委員会の活動方針の立案を中心的に担ったのは、やはりリードルであった。一九三〇年一月に開催された独塊・独塊作業共同体の合同大会において、彼は独塊作業共同体のドレクセルと共同で、作業共同体に関税同盟の専門委員会を立ち上げるよう提案した。この提案は、「最恵国待遇で構築された通商条約は、決してオーストリアとドイツ間の通商政策関係の満足いく形態を導くことはできず、経済同盟あるいは関税同盟の締結こそが、満足いく解決をもたらす⁽⁵³⁾」という考えに基づいていた。

リードルは独塊関税同盟という経済統合を実現する際の障害の一つとして、「排他性の要素」、つまり関税同盟が第三国を排除する性格を持つていることに、国際的な非難が巻き起こる可能性を挙げ、次のように論じた。

「そうした条約〔関税同盟の条約——北村〕は、他国には手に入らない相互に排他的な権利を与えるものだとすればならない。それはまず、ジュネーヴ議定書の我々の条約義務への配慮となり、それと同時に国際連盟への配慮であり、ヨーロッパ統合ないしヨーロッパ内部の諸国・諸グループの地域的統合という理想への配慮である⁽⁵⁵⁾」

すなわち、第三国の加盟に関する規定を設ければそうした非難は起こらないであろうし、「ヨーロッパ統合」という理想を掲げれば排他性は問題にもならないとしたのである。ここでリードルは、ヨーロッパ統合の理想を、独塊関税同盟の障害を取り除くための配慮、方便の一つとして取り上げている。すなわち、リードルが関税同盟委員会に与えた方針は、「ヨーロッパ」を独塊関税同盟実現の手段とすることであった。

かくして一九三〇年一二月、リードルの要望を踏まえた形で独塊作業共同体の関税同盟委員会（第二二委員会）の組

織的アウトラインが示された。⁽⁵⁶⁾ ドイツ側から一九人、オーストリア側から一人が参加し、独逸作業共同体の全国代表エミンガーが自ら委員長を務め、フォン・ブランカが書記長として指名された。⁽⁵⁷⁾ そしてリードルの見解を参考に、関税同盟委員会の活動に関する覚書がエミンガーの名前で作成された。この覚書は、独逸作業共同体が独逸関税同盟という目標に期待した展望を明確に示したものであり、注目に値する。以下ではこの覚書を詳しく紹介しよう。

覚書はまず、「オーストリアとドイツの国際法に基づく統合は現在まだ不可能である」として、アンシュルスの可能性を否定した。しかし経済的危機に瀕したオーストリアのために「広大な経済圏の建設」が必要である。かくして独逸関税同盟の必然性が経済的要請によってもたらされる。⁽⁵⁸⁾ 国際法的に、アンシュルスは不可能だが関税同盟は可能である、というのが独逸作業共同体の立場である。これを可能と見なす論理は、もちろんリードルの「最恵国待遇の例外」論であり、「関税同盟は、過渡的課税や中間関税を持つか持たないかに関わらず、最恵国待遇から除外されることは当然である」と述べられている。⁽⁵⁹⁾

そして覚書は、先にリードルが排他性原則の問題で主張したように、独逸関税同盟をヨーロッパ統合の文脈に位置づけた。

「それ〔独逸関税同盟——北村〕は確かに、ドイツとオーストリアの要望とは別の理由、つまり全ヨーロッパの経済組織という偉大な理想にも対応している。よく知られているように、世界中の文書で〔…〕とりわけ国際連盟において、改めてヨーロッパの経済組織の多様な計画が議論されている。ブリアン計画の経済的側面がその始まりを作った。〔…〕より小さな統一体からのみ大きな統一体へと進むことは、意見の一致を見ている。〔…〕ドイツとオーストリアはそのような将来のヨーロッパ統合の結晶の中核の一つを表明するであろう」⁽⁶⁰⁾

すなわち、独逸関税同盟をヨーロッパ経済組織の一部、あるいは出発点とみなし、「より小さな統一体からのみ大きな統一体へと進む」というリードルの構想の援用のもと、ブリアンの「ヨーロッパ連邦」計画の中に自らの独逸関税同盟計画を位置づけたのであった。かくして関税同盟委員会は、「アンシュルスは国制的・全ドイツ的・民族的な問題であるが、経済同盟ないし関税同盟はより良いヨーロッパ経済組織への第一歩である」と締めくくって、独逸関税同盟は

アンシュルスとは別の、ヨーロッパ統合の文脈で考えられるのだと主張したのである。

では、独逸作業共同体では、独逸関税同盟はあくまで最終目標たる「ヨーロッパ経済組織への第一歩」だったのであるか。この覚書は公表されたものであり、彼らの真意が隠されていた可能性がある。関税同盟委員会設立に際して幹部に示された内部文書には、独逸関税同盟に対する内外の抵抗に対して示すべき態度が、次のように明言されている。

「問題の解決に際しては、外国に配慮して、関税同盟ないし経済同盟を、ドイツ関税同盟のような政治的アンシュルスへの第一歩と言われないように、注意しなければならぬ。それは理論的には、他国の参加にも門戸を開く地域経済統合にすぎず、こうした地域統合は、政治的理由から実行できないとされているヨーロッパ経済統合のために必要な条件であることが、何度でも強調されなければならない。第三国——例えばチェコスロヴァキア——の独逸経済交渉への万一の参入は、必要な「良い意志」がないのであれば、確かに破産の危険を与えるものである」⁽⁶²⁾

ヨーロッパ経済統合の目標や第三国の参加可能性は「理論」であり、「外国に配慮して」強調されるもので、実際には独逸以外に関税同盟の範囲を広げることは「破産の危険」になるといっているのである。つまり彼らの真意はアンシュルスであり、ヨーロッパ経済統合はこの真の目的を覆い隠すための手段に過ぎなかつたといえる。このように、独逸作業共同体は独逸関税同盟を実現するために、アンシュルス反対勢力、特にフランスに対する「配慮」から、道義的な正統性を持ったブリアン計画を積極的に利用しようとした。彼らはいわばアンシュルスのための手段としてヨーロッパ統合の論理を組み込んだのであつた。

(2) ウィーン商業会議所におけるヨーロッパ経済連合構想

それでは、独逸関税同盟計画の政治過程に関わる諸構想において、アンシュルス的手段としてのヨーロッパ統合ではなく、目標としてのヨーロッパ統合を据えるものはなかつたのであろうか。ドイツの政策担当者に影響力を持ったのが独逸作業共同体であつたのに対して、オーストリア政府に影響を与えたのは、一九三〇年二月に採択されたウィーン商業会議所の決議であつた。前述したようにウィーン商業会議所のティルクナー会長やリードルはアンシュルス運動にか

かわつていたが、この大会ではアンシュルスというドイツ・ナシヨナリズムの動機ではなく、オーストリア經濟の死活問題から地域經濟統合が主張されることとなつた。まずこの大会決議の背景について説明する。

一九二九年から三〇年にかけてブリアンの「ヨーロッパ連邦」計画に注目が集まつたのは、その平和的目標ゆえのみならず、自由貿易論に基づくヨーロッパ經濟秩序の再建が行き詰まりを見せていたためでもあつた。ジュネーヴ世界經濟會議後に二度にわたつて開催された輸出入制限・禁止撤廃に関する外交會議は、結局合意に至らず、ヨーロッパ諸國に失望感を与えた。折しも世界的な農産物価格の下落に伴う農業恐慌が発生し、従来から保護關稅論の主唱者であつた農業界はますます硬化し、各國は農業保護關稅の設置を準備し始めていた。そこへ、一九二九年一〇月のニューヨーク株式市場の大暴落に端を発する世界大恐慌が襲ひ掛かつた。こうした状況において、保護關稅の傾向が強まり世界市場が縮小に向かうことは明白であつた。

かくして保護關稅の潮流を食い止めるために、イギリスの提案により一九三〇年二月からジュネーヴで關稅平和會議が開かれることになつた。⁶³ 關稅平和會議では二年間の關稅引上げ停止を國際條約で合意することが試みられる。これを受けて一九三〇年二月一日のウィーン商業會議所大会では、關稅平和について話し合ひが持たれることとなつた。ここではオーストリア經濟を救い出すためのヨーロッパ經濟統合の展望が示されている。決議は三つの提案からなる。

第一の提案は「關稅平和に関する提案」である。この大会で最大の焦点になつたのは、關稅平和そのものではなく、脆弱なオーストリア經濟を襲うさらなる經濟的危機に対してどのように対応すべきかという、オーストリア經濟の深刻な問題であつた。ウィーン商業會議所は、「まさにオーストリアの國民經濟が、最大規模でヨーロッパの通商政策の分裂を回避し、ヨーロッパ通商政策を支配する保護主義的方向性と戦おうとする努力に関心を抱いている」とする立場を表明し、關稅平和に全面的に賛同した。⁶⁴

一方で商業會議所は、「關稅平和はそれ自体目的ではなく、全ての、あるいは少なくとも一部のヨーロッパ諸國の緊密な經濟統合に関する、さらなる交渉のための基礎を作り出すという目的のための手段に過ぎない。そして關稅の現状の固定化に対して持ち上がっている危惧は、こうした交渉の実行が決定され、そのプログラムへの合意が達成されてのみ、

薄められるのであると、断固として強調する」と述べて、関税平和の先にヨーロッパ諸国の経済統合が目指されるべきであると強調した。⁽⁶⁵⁾

こうしてウィーン商業会議所は、決議の第二提案として、「集团的関税解体とヨーロッパ経済連合 (ein europäisches Wirtschaftsindnis)」を示した。これによれば、オーストリア国民経済の危機の原因は、「オーストリアの経済圏の拡大と不利な状態」であり、これを打破するために各国の関税障壁の解体を必要とした。しかし世界経済会議によって示された自由貿易に基づくヨーロッパ経済秩序の構築は、この一九三〇年に入って「ほとんど成功しえないことが、経験から明らかとなった」。そしてこうした状況において関税障壁の解体は、「経済的、文化的、歴史的に近接し、生産の基礎条件において一定の類似性を持った大小の諸国グループの内部でのみ実行可能である」とされた。⁽⁶⁶⁾ 自由貿易論から地域経済統合へと転換する立場である。その上で決議は次のように述べる。

「会議所は、こうした目的に向け、関税障壁の解体とヨーロッパ諸国の緊密な統合 (ein engerer Zusammenschluss europäischer Staaten) の必要性が、国際連盟の九月総会においてヨーロッパの指導的政治家たちによって承認されたことを、満足を持って歓迎した。そして近日召集される関税平和会議が、そのような統合に関するさらなる交渉の準備と、そのプログラムと、そこに参加すると考えられる諸国のサークル (Kreis) の最終的な確定を取り扱うように希望する」⁽⁶⁷⁾

つまりウィーン商業会議所は、一九二九年九月のブリアン「ヨーロッパ連邦」演説で示されたヨーロッパ経済統合の構想を、関税平和会議において具体化するよう提案したのである。ブリアンの計画では連盟加盟の全ヨーロッパ諸国が対象であったが、ここでは関税平和に参加するヨーロッパ諸国のうち、オーストリア経済と関係の深い諸国サークル、すなわち「ヨーロッパ諸大国 (イギリス、フランス、ドイツ、イタリア)」および「我々の直接の隣国ないし我々の対外貿易にとって重要な諸国」であるところの「スイス、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ポーランド」が参加すべきとされた。⁽⁶⁸⁾ この地理的範囲は「ドナウ連邦」や「中欧」を明らかに超えており、まさに「ヨーロッパ」の広範な地域をカバーする経済連合となる。

そしてウィーン商業會議所は、「参加諸国の経済連合の締結」を提言した。これは参加国間の関税解体ないし「できる限りの除去」、「間接的保護主義・輸出入禁止・交通政策・外国人法といった諸問題」の統一的規定、参加国間の経済圏の設立を目的とする。さらに第三国の参加可能性を保障し、全ヨーロッパの経済連合も目指す。⁶⁹⁾

第三の決議「オーストリアの関税表改革と条約政策に関する提案」においては、もし関税平和會議が失敗し、経済連合の締結が全く成立しなかった場合のオルタナティブが提案されている。それは「オーストリアが民族的・歴史的・地理的な性質の特別な関係を考慮して結びついている諸国との隣国権に基づく関係の建設」である。この諸国グループが具体的にどの国を指すのかは明言されていない。⁷⁰⁾ 民族的にはドイツであるが、歴史的な関係では旧ハプスブルクの後継諸国との連携と解釈することができる。

このように、一九三〇年二月のウィーン商業會議所の決議では、保護主義的潮流によるオーストリア経済の危機的状況を解決するプランとして、まず国際連盟主導の集団的条約による関税平和と、そこに参加する諸国サークルによるヨーロッパ経済連合の建設が提示された。これが失敗した場合に、オーストリアの隣国権に基づく経済秩序が模索されるべきとされた。リードルの「最恵国待遇の例外」論は、これらの構想の理論的前提条件となっていた。しかし同じリードル理論を前提としているにもかかわらず、独逸作業共同体とは異なり、ウィーン商業會議所はアンシュルス目標を一切示しておらず、可能な範囲のヨーロッパ経済連合への道を目指したのであった。

このヨーロッパ経済連合構想は、独逸関税同盟計画の政治過程において一定の意味を持っている。オーストリア首相シヨバー (Johannes Schober) は、二月二日と二四日にベルリンを訪問し、ドイツ政府首脳と独逸関税同盟の可能性について協議した。その際シヨバーが目指していたのは、「アンシュルス問題においても決定的な一歩を踏み出す」こと、すなわち「経済統合の漸進的な準備」であった。この発想の基礎は、二月一日のウィーン商業會議所の決議にあった。彼は大会に出席し、「その決議を周知のこととして話を進めて」いた。決議に見られた、ヨーロッパ経済連合のための集団的条約に向けた交渉をいかにして推進するのかわりという問題について、首相周辺では、「(ドイツ——北村) ライヒがイニシアティブをとってそのような交渉を推進すべきだ」という見解が支配的であり、「その際もちろんオースト

リアがライヒの最も近い隣国として協力しようとする」姿勢であった。なぜドイツが経済連合のイニシアティブをとるべきなのか、それはオーストリアが主導した場合、「オーストリアの地政学的状況から、中欧の統合(Mitteeuropäische Zusammenfassung)がある意味で必然的にドナウ連邦的になる危険」があるためであった。ショーパーは「これを避けたいと考え」た。つまりショーパーは、「ドナウ連邦」を拒否し、ドイツとともにヨーロッパ経済連合を推進するという構想の中に独逸の経済統合準備を位置づけ、ベルリンでの首脳会談に臨んだのである。

おわりに

独逸関税同盟計画が一九三一年三月に発表された際、ドイツとオーストリアは、この関税同盟が「地域的協定によるヨーロッパ経済新秩序の端緒を開く」と宣言した。これは、ヨーロッパ経済統合の出発点に独逸関税同盟を位置づけるものであった。「アンシュルス」の経済的準備とも言うべき独逸関税同盟とヨーロッパ経済統合を結びつける構想は、「最恵国待遇の例外」論というリードルの主張によって理論的に準備されたものだった。リードルは「最恵国待遇の例外」が国際的に承認されることによって独逸関税同盟をはじめとする地域的関税連合がヨーロッパのいたるところで成立し、それらを結びつけることで、最終的にはヨーロッパ関税同盟に至ることができると考えた。彼自身は明白なアンシュルス論者であり、国際条約によって禁止された独逸関税同盟をどのようにして実現するかという課題に応えるために、一九二〇年代後半の自由貿易路線の中で「最恵国待遇の例外」論を提唱し、国際的な承認を得た。ヨーロッパ関税同盟への拡大は、彼の議論から論理的に導かれる「可能な道」に過ぎなかった。

リードルの理論を用いて、独逸作業共同体は、独逸関税同盟という目標のための手段としてヨーロッパ経済統合を用いる戦略を打ち立てた。しかし一方で、同じリードルの理論を全面的に援用しながらも、ウィーン商業会議所はヨーロッパ経済連合という目標を主張し、オーストリア首相ショーパーはこの目標をベルリン首脳会談に持ち込んだ。リードルの理論は、アンシュルスにもヨーロッパ経済統合にも利用できる性質を持っていた。その結果、独逸作業共同体とウィー

ン商業会議所は、独逸関税同盟計画にそれぞれ異なる展望を期待したのである。

このように、アンシュルス運動というドイツの民族的ナショナリズムの目標は、一九三〇年前後においてヨーロッパ経済統合の要素を備えることになった。独逸作業共同体にとってヨーロッパ的展望は、独逸関税同盟を実現するためには必要であるとしてリードルが考えた「最惠国待遇の例外」と「排他性の除外」を強調した結果得られる可能性としての帰結であり、それ自体が目的ではなかった。しかし世界大恐慌が中欧地域を襲った一九三〇年初頭のオーストリア経済界にとっては、ヨーロッパ経済統合の可能性の追求こそが目標であり、リードル理論が本来持っていたアンシュルスの要素は換骨奪胎されていた。すなわち、アンシュルス運動の中で形成された地域経済統合の理論は、世界大恐慌下のオーストリアにおいて真にヨーロッパ的展望を獲得するに至ったのである。

注

(1) 拙稿「一九三二年の独逸関税同盟計画——『パン・ヨーロッパ』と『アンシュルス』の間で——」『政治研究』第五〇号(二〇〇三年)ノ一〇一—一三二頁。

(2) Wolfgang Ruge/Wolfgang Schumann, Die Reaktion des deutschen Imperialismus auf Briands Paneuropaplan 1930, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 20 (1972), S.40-70; Dirk Stegmann, „Mittleuropa“ 1925-1934. Zum Problem der Kontinuität deutscher Außenpolitik von Stresemann bis Hitler, in: Stegmann/B. Wendt/P.-C. Witt, (Hrsg.), *Industrielle Gesellschaft und politisches System. Beiträge zur politischen Sozialgeschichte*, Bonn 1978, S.203-221; Harro Molt, „... Wie ein Klotz inmitten Europas“: „Anschluss“ und „Mittleuropa“ während der *Weimarer Republik 1925-1931*, Frankfurt am Main/Bern/New York 1986. これらの研究は、独逸関税同盟計画をめぐってドイツ帝国主義の系譜のみに位置づけられている。

(3) Peter Krüger, *Die Außenpolitik der Republik von Weimar*, Darmstadt 1985; Ders., *Europabewußtsein in Deutschland in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, in: Rainer Hudemann/Hartmut Kaelble/Klaus Schwabe (Hrsg.), *Europa im Blick der Historiker*, München 1995, S.31-53.

(4) 栗原優『第二次世界大戦の勃発——ヒトラーとドイツ帝国主義』名古屋大学出版会、一九九四年、一六四頁。

(5) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店、一九七七年、五六九頁。

- (6) ドイツ外務省の情報によれば、一九二一年にザルツブルクとチロルで行われた世論調査において、「マンモリス」に賛成する国民はそれぞれ九〇%と九八%に及ぶとされた。(Akten zur deutschen auswärtigen Politik (以下 ADAP 以下略記), Serie A, Bd.XII, Göttingen 1994, Nr.104, S.649f.)
- (7) *Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, bearb. von Herbert Michaelis/ Ernst Schraepfer, Bd.3: *Der Weg in die Weimarer Republik*, Berlin o.J., Nr.680, S.290.
- (8) *Ursachen und Folgen. Das Ende des parlamentarischen Systems*, Nr.1724, S.234.
- (9) Molt, *a. a. O.*, S.147f.; Jürgen Eivert, *Mitteleuropä. Deutsche Pläne zur europäischen Neuordnung (1918-1945)*, Stuttgart 2000, Amn.16, S.116.
- (10) Molt, *a. a. O.*, S.149; Eivert, *a. a. O.*, Amn.14, S.115f.
- (11) 兵衛清業共同会(ドイツ) Winfried R. Garscha, *Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft (DÖAG) 1925-1938*, in: Dieter Fricke u.a.(Hrsg.) *Lexikon zur Parteiengeschichte*, Bd.2, Leipzig 1984, S.529-533. 兵衛清業共同会(ドイツ) Winfried R. Garscha, *Die deutsch-österreichische Arbeitsgemeinschaft. Kontinuität und Wandel deutscher Anschlusspropaganda und Angliederungsbestrebungen vor und nach der nationalsozialistischen "Machtergreifung"*, Wien/Salzburg 1984 参考。
- (12) Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (以下 PA 以下略) R 73312, *Satzung der Deutsch-Österreichischen Arbeitsgemeinschaft*.
- (13) Molt, *a. a. O.*, S.151.
- (14) Garscha, *Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft (DÖAG)*, S.529f.
- (15) Ebenda.
- (16) *ADAP*, Serie B, Bd.VI, Nr.160, S.357f.
- (17) Ebenda, S.363.
- (18) *ADAP*, Serie B, Bd.VI, Nr.160, S.364f.
- (19) Eivert, *a. a. O.*, S.120.
- (20) *Europastrategien des deutschen Kapitals 1900-1945 (以下 EdK)*, hrsg. von Reinhard Opitz, Köln 1977, Nr.45, Amn.1, S.476.
- (21) Aus Gustav Stolpers Flugschrift „Donaukonföderation oder Großdeutschland“, 23. Januar 1919 in: *EdK*, Nr.45, S.470f.

- (2) Ebenda, S.471.
- (3) Gustav Stolper, Das österreichische Problem, in: *Der deutsche Volkswirt*, Jg.2-2, Sonderbeiträge vom 21. September 1928, S. III.
- (4) *ADAP*, Serie A, Bd.XII, Nr.264, Anm.19, S.695f.
- (5) *ADAP*, Serie A, Bd.XII, Nr.104, S.652.
- (6) Richard Kling, Deutsch-Österreichische Zollunion, Diss., Ludwig-Maximilians-Uni. zu München 1932, S.120-123.
- (7) 一九二七年のシムネーズ世界経済会議における自由貿易論と国際カルテル論の対立と、シムネーズ政府の自由貿易路線について、拙稿「戦間期シムネーズにおける国際カルテル論——一九二七年シムネーズ世界経済会議を中心に——」『政治研究』第五三号(二〇〇六年)一—三〇頁を参照。
- (8) Richard Riedl, *Die Meistbegünstigung in den europäischen Handelsverträgen*, Wien 1928, S.93f.
- (9) Ebenda, S.94.
- (10) Ebenda, S.106f.
- (11) Riedl, Mögliche Wege zu einer europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, in: Hans Heiman (Hrsg.), *Europäische Zollunion. Beiträge zu Problem und Lösung*, Berlin 1926, S.179f.
- (12) Ebenda, S.181.
- (13) Riedl, *Ausnahmen von der Meistbegünstigung. Bericht erstattet an die Internationale Handelskammer*, Wien 1931, S.8.
- (14) Eimer Hantos, *Die Weltwirtschaftskonferenz. Probleme und Ergebnisse*, Leipzig 1928, S.184f.
- (15) Riedl, *a. a. O.*, S.3-7.
- (16) *Acten der Reichskanzlei. Wiener Republik* (≡*AdR*). *Das Kabinett Fehrenbach*, bearb. von Peter Wulf, Boppart am Rhein 1972, Nr.100, Anm.4, S.257.
- (17) Herbert Matis, Wirtschaftliche Mitteleuropa-Konzeptionen in der Zwischenkriegszeit. Der Plan einer "Donauföderation", in: Richard G. Plaschka/Horst Haselsteiner/Arnold Suppan/Anna M. Drabek/Birgitta Zaar (Hrsg.), *Mitteleuropa-Konzeptionen in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Wien 1995, S.230f. 「シムネーズ連邦」構想については、坂本清「ロカルノ期におけるチェコスロヴァキアのパンシユルス観と中欧構想」『東京国際大学論叢 国際関係学部編』第七号(二〇〇一年)六五—七八頁も参照。
- (18) *AdR. Marx I/II*, Bd.1, Nr.118, Anm.1, S.397.

- (39) *AdR. Marx I/II*, Bd.2, Nr.227, S.716f.; Nr.244, S.856f.; Nr.365, S.1202f. 「独逸經濟協定の追加協定」の条文は *Reichsgesetzblatt*, hrsg. von Reichsministerium des Innern, Jg.1924, Teil II, Nr.45, S.432f.
- (40) *ADAP*, Serie A, Bd.XII, Nr.158, S.391.
- (41) *ADAP*, Serie A, Bd.XII, Nr.104, S.250.
- (42) *ADAP*, Serie B, Bd.VI, Nr.129, S.273.
- (43) 例えは、一九三三年六月のムンヘン＝リトブニア通商条約や一九二五年一〇月のドイツ＝ロシア經濟協定が挙げられる (Ebdenda)。
- (44) *ADAP*, Serie B, Bd.VII, Nr.106, S.251f.
- (45) *ADAP*, Serie B, Bd.VIII, Nr.36, S.71.
- (46) PA, R73312, Landesgruppe Rheinland-Westfalen der D.Oe.A.G. an den Herrn Reichsminister a.D. Emminger, Berlin, den 19. III. 1928.
- (47) PA, R73312, Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft an den Herrn Ministerialdirektor Dr. Ritter, München, 25. Mai 1928; PA, R73312, Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft an die Landesgruppen der Deutsch-Österreichischen Arbeitsgemeinschaft für das Reich, München, 25. Mai 1928.
- (48) *Reichsgesetzblatt*, Jg.1930, Teil II, Nr.30, S.1085.
- (49) *Europa. Dokumente zur Frage der europäischen Einigung*, hrsg. im Auftrag des auswärtigen Amtes, Bonn 1962, S.28.
- (50) ただし、一九三〇年五月に各国政府に送付されたフランス政府の覚書には「関税同盟思想ははつきりと否定され、政治統合の後に共通經濟政策によつて関税問題を解決する案」が主張されていた (*Europa. Dokumente*, S.32, 36)。⁹⁾ なお、この覚書を作成したのにはブリアン本人ではなく、フランス外務省の政治・通商局長兼官房長であったレシエ (Alexis Léger) である。
- (51) Erste Tagung des Reichswirtschaftsausschusses der Deutsch-Österreichische Arbeitsgemeinschaft am 18. Oktober 1929 im Stahlhof zu Düsseldorf (in: PA, R 28385, Bl.119-153), S.9f.
- (52) Ebdenda, S.10.
- (53) Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (ZfL BA Berlin), R8011/15, Bl.90.
- (54) 関税同盟委員会によれば、地域經濟統合には五つの可能性がある。第一に「両政府の通商政策の同盟。通商政策交渉の共同推進」經濟政策と関税の同一化」第二に「民間經濟合同」つまり国際カルテル。第三に「対外関税の一定の同一化によつて補充される特

- 惠関税システム」。第四に共通関税と域内非関税を定め、中間関税を設けない「関税同盟」。第五に「経済同盟 (Wirtschaftsunion)」である。リードルによれば経済同盟とは「一種の不完全な関税同盟」であり、関税表や交通、輸出入禁止などで相互に共同政策が実施される (BA, R8011/114, Bl.97-98)。
- (55) BA Berlin, R8011/15, Bl.100.
- (56) 関税同盟委員会の設立自体は翌年一九三二年二月である (BA, R8011/114, Bl.96-107)。
- (57) BA Berlin, R8011/15, Bl.50-58.
- (58) Einführungsmemorandum für die Arbeiten des (22er) Zollunions-Ausschusses der „Deutsch-Österreichischen Arbeitsgemeinschaft“, 1930, in: *EdK*, Nr.66, S.571f.
- (59) Ebenda, S.572f.
- (60) Ebenda, S.573.
- (61) Ebenda, S.575.
- (62) BA Berlin, R8011/114, Bl.101-102.
- (63) 「関税平和 (Zollfrieden)」とは、各国の関税引下げが見込めない状況において、少なくとも数年の間関税引上げを行わないことに各国が合意することを意味する。この考え方は一九二九年の国際連盟第一〇回総会の経済委員会において提案され、一九三〇年二月三月の関税平和会議において一八カ国が協定案に署名したが、全く成功することなく終わった (藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会、一九九四年の編者による序論「七・八・一二頁」)。
- (64) PA, R28385, Bl.171f.
- (65) PA, R28385, Bl.173.
- (66) PA, R28385, Bl.174f.
- (67) PA, R28385, Bl.175.
- (68) PA, R28385, Bl.172f.
- (69) PA, R28385, Bl.176f.
- (70) PA, R28385, Bl.182-184.
- (71) PA, R28385, Bl.169f.